

当院の指定医療および施設基準

当院は厚生労働大臣が定める基準により、下記の事項を鹿児島県、九州厚生局に届出、許可を受けた病院です。

【令和8年6月1日現在】

医 療 指 定	保険医療機関
	労災保険指定医療機関
	生活保護法指定医療機関
	障害者自立支援法（精神通院医療）指定医療機関
	特定疾患治療研究事業（難病）指定医療機関
	救急病院

施設基準認定	《基本診療料》
	療養病棟入院基本料 1 療養病棟療養環境改善加算 1 夜間看護加算
	地域包括ケア入院医療管理料 1 看護補助者配置加算
	診療録管理体制加算 3 データ提出加算 2・4 認知症ケア加算 3
	入退院支援加算 1 入院時支援加算 地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
	機能強化加算 電子的診療情報連携体制整備加算 2
	電子的診療情報連携体制整備加算 3
	《特掲診療料》
	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ） がん治療連携指導料
	運動器リハビリテーション料（Ⅰ） 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
	麻酔管理料（Ⅰ） 在宅療養支援病院（支援病3） 神経学的検査
	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）入院ベースアップ評価料 47
	小児運動器疾患指導管理料 二次性骨折予防継続管理料 1・2・3
	CT 撮影（16 列以上 64 列未満マルチスライス CT）
	《食事療養》
	入院時食事療養（Ⅰ） （適時適温）
	《特定療養》
	特別の療養環境の提供の実施
	間歇スキャン式持続血糖測定器（リブレ）の実施

医療法人 あおぞら会 岩尾病院